

「延滞金」及び「還付加算金」の割合が変更となります。

地方税に係る平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金の割合が次のとおり変更となります。

	現行		変更後(H26.1.1以降の期間に対応する延滞金)			
	本則	特例 (実際の適用率)		本則	特例 (実際の適用率)	参考(※2)
延滞金	14.6%	なし (14.6%)		14.6%	特例基準割合(※1)+7.3%	9.2%
納期限後 1か月以内	7.3%	4.3%		7.3%	特例基準割合(※1)+1.0%	2.9%
還付加算金	7.3%	4.3%		7.3%	特例基準割合(※1)のみ	1.9%

(※1) 特例基準割合とは、財務大臣が前年の12月15日までに告示する割合(各年の前々年の10月から前年9月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の年平均)に、年1.0%を加算した割合です。

(※2) 特例基準割合を「1.9%(短期貸出約定平均金利の年平均が0.9%の場合)」と試算した場合の延滞金等の割合です。

